

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第6号 2022年1月



昨年11月 福島市民への宣伝行動 (2面に記事)

傍聴満席・裁判は大詰め!

裁判所宛に取り組んできた「公平な裁判を求める」署名は、約1年で7,200筆を超えました。さらに今年3月末まで、大きく上げましょう。



裁判の進行状況と支援への御礼

雪うさぎ法律事務所 弁護士 倉持 恵

いつも裁判傍聴等ご支援いただき、ありがとうございます。毎回、ほぼ傍聴席が満席になるほどの方々においでいただき、代理人としても大変心強く感じています。

さて、現在、裁判は、お互いの法的な主張はほぼ出尽くし、大詰めを迎えた状況となりました。現在の進行状況を踏まえると、次回は主張整理、次々回は尋問日程等を含む立証計画、そして、その次あたりの期日でいよいよ尋問という流れになるのではないかと想定されます。ぜひ、今後も引き続きご支援をお願いします。

ところで、先日の報告集会で、原告Kさんは、あるSNSのメッセージを紹介されていました。職場でのハラスメントと闘うことに対し、周りからは「辞めた方がいい」等と言われ、理解が得られないという内容でした。

職場でのハラスメントは違法であり、絶対になくさなくてはなりません。しかし、職場でハラスメントを受けて、それをなくそうと闘う人は残念ながらごく少数です。ハラスメントはそれ自体、被害者の自尊心を傷つけ、心身の健康を害するものです。それは、抗う力を奪うことを意味します。そのような中で、ハラスメントに立ち向かうのは、肉体的にも心理的にも非常に困難なことであり、立ち向かう人が少数になるのは仕方ないことだと思います。

問題は、こうして立ち向かう人が少数派になると、こうした行動があたかも特殊なものに感じられ、否定的に接する人たちが出てきてしまうということです。しかし、不正に立ち向かう人は、本来、社会にとって貴重で、大切にしなければならない人たちです。正当な権利であっても、これを行使する人がいなければ、権利の影は薄くなり、どんどん縮小してしまいます。だからこそ、憲法12条は不断の努力によって権利を保持しなければならないと宣言しているのです。

ハラスメントを受けた人たちを、周りが無理やり闘わせるようなことはあってはなりません。本人が闘うと言ったとき、その貴重な決意に、周りは本来、敬意をもって臨まなければならないと私は思います。

本件では、こうして支援する会が立ち上がり、皆様が支援をしてくださっています。このことは非常に大切なことだと思います。今後も本人が自己の正当な権利を心置きなく行使できるように、ひいては権利が守れた社会であるために、引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

●第8回期日〔福島地方裁判所〕

2月15日(火) 午前11:30～

※傍聴の方は11:15 一階ロビー集合

報告集会 午前12:00～

福島市市民会館